

効率的かつ質の高い医療を提供するために
病床機能の分化・連携を推進するとともに、
在宅医療・介護連携を図り、地域包括
ケアシステムを構築すること

(施策番号 I-1-2)

添付資料

周産期医療体制の充実 (令和2年度予算 医療提供体制推進事業費補助金231.6億円の内数)

- 総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援
- NICU等に長期入院している小児が在宅に移行するためのトレーニング等を行う地域療育支援施設を設置する病院に対する財政支援
- 在宅に戻った小児をいつでも一時的に受け入れる病院に対する財政支援

- NICUの病床数 (平成14年 2,122床 → 平成20年 2,310床 → 平成23年 2,765床 → 平成26年3,052床 → 平成29年3,289床)
- 平成26年度までに、出生1万人当たりNICU25~30床を目標に整備を進める(平成23年度26.3床) (「子ども・子育てビジョン」平成22年1月29日閣議決定) →平成26年10月に30.4床 → 平成29年10月現在で34.8床へ。
- 平成29年までに、全都道府県において目標を達成した。(12都県が出生1万人当たり30床に満たない状況。)

周産期関係医療機関

